

奈良市公報

第 265 号

平成23年2月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 奈良市月ヶ瀬観光会館の臨時開館…………… 1
- 指定管理者の指定（13件）…………… 1
- 住居番号の設定…………… 5
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出（2件）…………… 5
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 6
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出…………… 6
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 6
- 新設の事業計画のある道路の指定…………… 6
- 奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 都市計画高度地区の変更案の公衆縦覧…………… 7
- 都市計画防火・準防火地域の変更案の公衆縦覧…………… 8
- 都市計画生産緑地地区の変更案の公衆縦覧…………… 8
- 市有財産の公売…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了（2件）……………10
- 放置自転車等の保管……………10
- 住民票の職権消除……………11
- 都市公園の供用開始……………11
- 都市公園の廃止……………11
- 開発行為に関する工事の完了……………11
- 平成22年度市・県民税納税通知書の公示送達……………11
- 放置自転車等の保管……………12

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出……………12
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定……………12

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………12

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………12

正 誤

- 正誤表……………13

告 示

奈良市告示第1号

奈良市月ヶ瀬観光会館条例（平成17年奈良市条例第43号）第4条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開館しま

す。

平成23年1月4日

奈良市長 仲川元庸

施設名	臨時に開館する日
奈良市月ヶ瀬観光会館	平成23年2月17日（木）及び同月24日（木）並びに同年3月3日（木）、同月10日（木）、同月17日（木）、同月24日（木）及び同月31日（木）

（平成23年1月4日揭示済）

奈良市告示第2号

奈良市ならまち振興館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年1月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市井上町11番地
奈良市ならまち振興館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市東寺林町38番地
財団法人ならまち振興財団
理事長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務範囲
 - (1) 奈良市ならまち振興館における事業の実施に関すること。
 - ① 奈良に関する歴史、文化等の情報の提供に関すること。
 - ② 本市の友好姉妹都市の紹介に関すること。
 - ③ 日本の伝統的文化の紹介に関すること。
 - ④ その他館の設置目的を達成するために必要な事業。
 - (2) 館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

（平成23年1月4日揭示済）

奈良市告示第3号

奈良市美術館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例（平成

17年奈良市条例第85号) 第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年1月4日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市二条大路南一丁目3番1号
奈良市美術館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条宮前町7番1号
財団法人奈良市文化振興センター
理事長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務範囲
 - (1) 奈良市美術館における事業の実施に関すること。
 - ① 美術作品及びこれに準ずるものを保存し、及び展示すること。
 - ② 美術に関する調査研究を行うこと。
 - ③ 美術作品等を展示する場を提供すること。
 - ④ 美術に関する講座の開催及び普及活動を行うこと。
 - ⑤ その他美術館の設置目的を達成するために必要な事業。
 - (2) 美術館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 美術館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

(平成23年1月4日揭示済)

奈良市告示第4号

奈良市中央武道場等4施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年1月4日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

種別	名称	所在地
武道場	奈良市中央武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目1番2号
	奈良市中央第二武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目6番3号
弓道場	奈良市弓道場	奈良市法蓮佐保山四丁目6番2号
相撲場	奈良市鴻ノ池相撲場	奈良市法蓮佐保山四丁目8番9号

- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市法蓮佐保山四丁目6番3号
財団法人奈良市武道振興会
理事長 西田 照夫
- 3 指定管理者の指定期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び施設の維持管理に関すること。
- (3) その他市長の定めること。

(平成23年1月4日揭示済)

奈良市告示第5号

奈良市鴻ノ池球場等29施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年1月4日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

種別	名称	所在地
野球場	奈良市鴻ノ池球場	奈良市法蓮佐保山四丁目3番1号
	奈良市緑ヶ丘球場	奈良市奈良阪町2851番地
体育館	奈良市中央体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目1番3号
	奈良市中央第二体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目6番1号
	奈良市南部生涯スポーツセンター体育館	奈良市杏町467番地の1
	奈良市西部生涯スポーツセンター体育館	奈良市中町4860番地
陸上競技場	奈良市鴻ノ池陸上競技場	奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号
プール	奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	奈良市中町4860番地
庭球場	奈良市柏木コート	奈良市柏木町255番地の1
	奈良市黒谷コート	奈良市中町2877番地
	奈良市平城第一コート	奈良市左京二丁目1番地
	奈良市平城第二コート	奈良市朱雀二丁目12番地
	奈良市青山コート	奈良市青山三丁目2番地
	奈良市佐保山コート	奈良市佐保山二丁目902番地の374
	奈良市鴻ノ池コート	奈良市法蓮佐保山四丁目9番1号
	奈良市西部生涯スポーツセンターコート	奈良市丸山一丁目905番地

	奈良市南部生涯スポーツセンターコート	奈良市杏町467番地の1
球技場	奈良市柏木球技場	奈良市柏木町255番地の1
	奈良市黒谷球技場	奈良市中町2877番地
	奈良市平城第一球技場	奈良市左京二丁目1番地
	奈良市平城第二球技場	奈良市朱雀二丁目12番地
	奈良市中ノ川球技場	奈良市芝辻町556番地の1
	奈良市奈良阪球技場	奈良市奈良阪町1367番地
	奈良市登美ヶ丘球技場	奈良市北登美ヶ丘一丁目1761番地の2
	奈良市西部生涯スポーツセンター球技場	奈良市丸山一丁目905番地
	奈良市南部生涯スポーツセンター球技場	奈良市杏町467番地の1
ゲートボール場	奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場	奈良市丸山一丁目1079番地の238
多目的コート	奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート	奈良市杏町467番地の1
クラブハウス	奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス	奈良市丸山一丁目1079番地の238

- 指定管理者の所在地及び名称
奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号
財団法人奈良市スポーツ振興事業団
理事長 福井 重忠
- 指定管理者の指定期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- 指定管理者が行う業務範囲
(1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関する事。
(2) 施設及び施設の維持管理に関する事。
(3) その他市長の定める事。
(平成23年1月4日揭示済)

奈良市告示第6号

奈良市七条コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の
 手続に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3
 項の規定により次のとおり告示します。
 平成23年1月4日
 奈良市長 仲川 元 庸

- 指定管理者を指定する公の施設
奈良市七条一丁目2番1号
奈良市七条コミュニティスポーツ会館
- 指定管理者の所在地及び名称
奈良市七条東町3-6-202
七条地区自治連合会
会長 細尾 順一
- 指定管理者の指定期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 指定管理者が行う業務範囲
(1) 奈良市七条コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関する事。
(2) 奈良市七条コミュニティスポーツ会館の施設及び施設の維持管理に関する事。
(3) その他市長の定める事。
(平成23年1月4日揭示済)

奈良市告示第7号

奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定
 の手続に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条
 第3項の規定により次のとおり告示します。
 平成23年1月4日
 奈良市長 仲川 元 庸

- 指定管理者を指定する公の施設
奈良市南紀寺町五丁目54番地の1
奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館
- 指定管理者の所在地及び名称
奈良市南紀寺町五丁目27番地
南紀寺町五丁目第一自治会
会長 西岡 利文
- 指定管理者の指定期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 指定管理者が行う業務範囲
(1) 奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関する事。
(2) 奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の施設及び施設の維持管理に関する事。
(3) その他市長の定める事。
(平成23年1月4日揭示済)

奈良市告示第8号

奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定
 の手続に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4
 条第3項の規定により次のとおり告示します。
 平成23年1月4日
 奈良市長 仲川 元 庸

- 指定管理者を指定する公の施設
奈良市朱雀二丁目12番地

- 奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市左京一丁目9番6号
平城ニュータウンスポーツ協会
会長 加藤 大三郎
- 3 指定管理者の指定期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務範囲
(1) 奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関する事。
(2) 奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の施設及び施設の維持管理に関する事。
(3) その他市長の定める事。
(平成23年1月4日揭示済)

奈良市告示第9号

奈良市東市コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年1月4日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市古市町265番地の1
奈良市東市コミュニティスポーツ会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市鹿野園町343番地
東市地区自治連合会
会長 辻澤 靖彦
- 3 指定管理者の指定期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務範囲
(1) 奈良市東市コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関する事。
(2) 奈良市東市コミュニティスポーツ会館の施設及び施設の維持管理に関する事。
(3) その他市長の定める事。
(平成23年1月4日揭示済)

奈良市告示第10号

奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年1月4日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市邑地町469番地
奈良市邑地コミュニティスポーツ広場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市邑地町585番地

- 邑地町自治会
会長 小南 直巳
- 3 指定管理者の指定期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務範囲
(1) 奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の使用承認及び使用制限に関する事。
(2) 奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の施設及び施設の維持管理に関する事。
(3) その他市長の定める事。
(平成23年1月4日揭示済)

奈良市告示第11号

奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年1月4日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市神功三丁目6番地
奈良市高の原コミュニティスポーツ会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市左京一丁目9番6号
平城ニュータウンスポーツ協会
会長 加藤 大三郎
- 3 指定管理者の指定期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務範囲
(1) 奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関する事。
(2) 奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の施設及び施設の維持管理に関する事。
(3) その他市長の定める事。
(平成23年1月4日揭示済)

奈良市告示第12号

奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年1月4日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市下狭川町2882番地の3
奈良市狭川コミュニティスポーツ広場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市狭川両町201番地
狭川地区自治連合会
会長 永井 幸次
- 3 指定管理者の指定期間

- 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務範囲
- (1) 奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の使用承認及び使用制限に関する事。
- (2) 奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の施設及び施設の維持管理に関する事。
- (3) その他市長の定める事。
- (平成23年1月4日揭示済)

奈良市告示第13号

奈良市田原コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の
手続に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第
3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年1月4日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市横田町203番地の1
奈良市田原コミュニティスポーツ広場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市茗荷町183番地の1
田原地区自治連合会
会長 岡井 稲郎
- 3 指定管理者の指定期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務範囲
- (1) 奈良市田原コミュニティスポーツ広場の使用承認及び使用制限に関する事。
- (2) 奈良市田原コミュニティスポーツ広場の施設及び施設の維持管理に関する事。
- (3) その他市長の定める事。
- (平成23年1月4日揭示済)

奈良市告示第14号

奈良市石打コミュニティスポーツプールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定
の手続に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条
第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年1月4日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬石打505番地の1
奈良市石打コミュニティスポーツプール
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬石打2824番地

- 石打自治会
会長 稲葉 耕一
- 3 指定管理者の指定期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務範囲
- (1) 奈良市石打コミュニティスポーツプールの使用承認及び使用制限に関する事。
- (2) 奈良市石打コミュニティスポーツプールの施設及び施設の維持管理に関する事。
- (3) その他市長の定める事。
- (平成23年1月4日揭示済)

奈良市告示第15号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21
号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたの
で、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成23年1月5日

奈良市長 仲川 元 庸

次のとおり省略

(平成23年1月5日揭示済)

奈良市告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定
により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があ
りましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年1月5日

奈良市長 仲川 元 庸

	名称	所在地	変更年月日
旧	ぼれぼれ訪問看護ステーション	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2-15	平成22年11月13日
新	ぼれぼれ訪問看護ステーション	奈良県奈良市四条大路二丁目860-1	

(平成23年1月5日揭示済)

奈良市告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項
において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護
機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同
法第55条の2の規定により告示します。

平成23年1月5日

奈良市長 仲川 元 庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ぼれぼれ訪問看護ステーション	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2-15	株式会社 ひまわりの会	平成22年11月13日

新	ぼればれ訪問看護ステーション	奈良県奈良市四条大路二丁目860-1	株式会社 ひまわりの会
---	----------------	--------------------	-------------

(平成23年1月5日揭示済)

奈良市告示第18号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準

用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成23年1月5日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
岡本 純一		柔道整復	平成22年11月19日
ろくじょう西整骨院(岡本純一)	奈良県奈良市六条西一丁目1-40		

(平成23年1月5日揭示済)

奈良市告示第19号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準

用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更

した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成23年1月5日

奈良市長 仲川元庸

	施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
		名称	所在地	
旧	市嶋 直人	杉ヶ町整骨院(市嶋直人)	奈良県奈良市杉ヶ町33-3 奈良交通杉ヶ町ビル1F	平成22年2月1日
新	市嶋 直人	杉ヶ町吉祥寺鍼灸接骨院(市嶋直人)	奈良県奈良市杉ヶ町33-3 ききょう杉ヶ町ビル5階	

(平成23年1月5日揭示済)

奈良市告示第20号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準

用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成23年1月5日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
涌井 永一郎		あんま	平成22年12月15日
株式会社ふれあい在宅マッサージ(澤登 拓、藤村 宏晃、近田 卓生、林 淳一郎、湧井 永一郎)	奈良県奈良市白毫寺町835-1 大和紀寺ビル305号		
石崎 眞		柔道整復	平成22年12月21日
すこやか整骨院(石崎 眞)	奈良県奈良市三条添川町5-40		

(平成23年1月5日揭示済)

奈良市告示第21号
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。
平成23年1月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定年月日
平成23年1月5日
- 2 指定した道路の名称
(1) 大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業) J R 奈良駅南特定土地区画整理事業による事業計画道路 区画道路11号線

- (2) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
JR奈良駅南特定土地区画整理事業による事業計画道路 区画道路12号線
 - (3) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
JR奈良駅南特定土地区画整理事業による事業計画道路 区画道路9-1号線
 - (4) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
JR奈良駅南特定土地区画整理事業による事業計画道路 特殊道路歩6号線
 - (5) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
JR奈良駅南特定土地区画整理事業による事業計画道路 区画道路13-1号線
 - (6) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
JR奈良駅南特定土地区画整理事業による事業計画道路 区画道路13-2号線
 - (7) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
JR奈良駅南特定土地区画整理事業による事業計画道路 区画道路13-3号線
 - (8) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
JR奈良駅南特定土地区画整理事業による事業計画道路 区画道路14号線
 - (9) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
JR奈良駅南特定土地区画整理事業による事業計画道路 区画道路22号線
- 3 指定した道路の幅員 6m
4 指定した道路の延長 508.3m
5 指定した道路の区域 別図のとおり

別図省略

(平成23年1月5日掲示済)

奈良市告示第22号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成23年1月6日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成23年1月6日掲示済)

奈良市告示第23号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年1月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年1月6日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁

止区域

- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成23年1月6日掲示済)

奈良市告示第24号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成23年1月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市赤膚町、秋篠町、石木町、大和田町、押熊町、学園北一丁目、学園中一丁目、学園中二丁目、学園南三丁目、杏町、北登美ヶ丘六丁目、西大寺本町、佐紀町、佐保台一丁目、佐保台西町、佐保台二丁目、菅原町、中町、中山町、二名三丁目、二名町、二名四丁目、宝来町及び三松一丁目の各一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成23年1月7日から平成23年1月21日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あて

とし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成23年1月21日までに必着するように提出してください。
(平成23年1月7日揭示済)

奈良市告示第25号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火・準防火地域を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。
平成23年1月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火・準防火地域
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市学園北一丁目、西大寺本町及び佐保台西町の各一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成23年1月7日から平成23年1月21日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成23年1月21日までに必着するように提出してください。
(平成23年1月7日揭示済)

奈良市告示第26号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定（自動車4件）

物件番号	物件名 (財産名称)	初年度登録	排気量 (ℓ)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
車-1	日産「セドリック」 普通 AT車	平成10年6月	2.98	250,000	25,000
車-2	保冷車 ダイハツ MT車	平成7年	0.65	80,000	8,000
車-3	汚泥吸引車（バキュームダンパー） 日産 ディーゼル MT車	平成5年3月	6.92	150,000	15,000
車-4	散水車 いすゞ MT車	平成4年7月	8.41	10,000	1,000

(物品2件)

物件番号	物件名 (財産名称)	物件の概要	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
------	---------------	-------	-------------	--------------

定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。
平成23年1月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市石木町の一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成23年1月7日から平成23年1月21日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成23年1月21日までに必着するように提出してください。
(平成23年1月7日揭示済)

奈良市告示第27号

市有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。
平成23年1月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する市有財産物件
以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。

物-1	アップライトピアノ	ヤマハ U3H 3024761	75,000	7,500
物-2	アナログレコードプレーヤー	東亜特殊電機 DD-100	1,000	なし

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 入札の方式

ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「ヤフー・オークション」という。）を利用した一般競争入札を行う。

(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>)

なお、入札参加手続き等についてはヤフー・オークションの奈良市公有財産売却ページ（以下「ヤフー・オークション奈良市ページ」という。）において公開する。

(http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_nar_nara_city)

3 入札に必要な各種様式及び売却物件に関する資料の配布

入札に必要な各種様式は、奈良市ホームページから入手できる。

(<http://www.city.nara.nara.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1281005973156&SiteID=000000000>)

また、売却物件の概要及び写真等は、ヤフー・オークション奈良市ページにおいて公開する。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人若しくは法人であること。

(2) 奈良市が定める奈良市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及びヤフー株式会社が定めるヤフー・オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができること。

(3) 市有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していること。

(4) 暴力的行為を行う組織に属していないこと。

(5) 日本語を完全に理解できること。

(6) あらかじめ入札参加申込みの手続きを完了していること。

5 入札参加申込み及び入札保証金の納付

以下の(1)及び(2)の手続きを完了しない者は、入札に参加できない。

(1) 仮申込み

あらかじめ取得しているYahoo! JAPAN IDを使用してヤフー・オークション上で平成23年1月13日（木）午後1時から平成23年2月2日（水）午後2時までに手続きをすること。

(2) 本申込み

① 方法 仮申込み手続きを完了した後、所定の申込

書により奈良市会計課に一般競争入札への参加を申し込むこと。

② 期間 平成23年1月13日（木）から平成23年2月2日（水）まで
（普通郵便で平成23年2月2日（水）の消印有効とする。）

(3) 入札保証金の納付

① 入札に参加する者は、物件ごとに定められた入札保証金を納付する。入札保証金は、予定価格（最低売却価格）の100分の10以上の金額とする。

② 入札保証金は、奈良市が指定した納付方法により納付しなければならない。なお、入札保証金納入に要する経費（振込手数料等）は、入札に参加しようとする者の負担とする。

③ 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後全額返還する。

6 下見会の開催

(1) 下見会を行う日時及び場所

物件番号	日時	場所
車-1	平成23年1月24日（月）から1月28日（金） 午後1時～午後3時 （予約制）	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 駐車場
車-2		奈良市左京五丁目2番地 環境清美センター駐車場
車-3 ） 車-4		奈良市興隆寺町170 奈良市土地改良清美事務所
物-1		奈良市西木辻町159-24 旧 母子センター内
物-2		奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 会計課

7 入札期間及び方法

(1) 入札期間 平成23年2月16日（水）午後1時から平成23年2月23日（水）午後1時まで

(2) 入札方法

① 上記5の(1)から(3)のすべての手続きを完了した者は、Yahoo! JAPAN IDで入札（入札金額をヤフー・オークション上に入力）すること。

② 入札（入札金額の入力）は、1回のみとし、入札する者の都合による取消しや変更はできない。

③ 郵便等による入札書の提出は認めない。

8 開札及び落札者の決定

- (1) 平成23年2月23日(水)午後1時以後にヤフー・オークション上で開札を行う。
- (2) 物件ごとに予定価格(最低売却価格)以上で、かつ、最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。
- (3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。
- (4) 物件ごとに落札者のYahoo! JAPAN ID及び売却決定金額をヤフー・オークション上に公開する。

9 契約保証金の納付

落札者は、落札の決定後に契約保証金を納付する。契約保証金は、予定価格の100分の10以上の金額とし、落札者の納付した入札保証金を依頼書に基づき、全額契約保証金に充当する。

10 契約の締結

- (1) 落札者は、平成23年3月2日(水)までに売買契約書により契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が奈良市の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、契約保証金は、奈良市に帰属する。

11 売払代金の残金の納付

- (1) 契約を締結した者は、平成23年3月8日(火)午後3時まで奈良市が指定する方法により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。
- (2) 納付期限までに納付が確認できない場合は、契約保証金は、損害金として奈良市に帰属する。
- (3) 売払代金の残金(納付する金額)は、落札価額から契約保証金を差し引いた金額とする。

12 物件の引渡し

売払代金の納付を奈良市が確認した後、売払代金納付時の現状のまま売却物件を引き渡す。

なお、引渡しに関する一切の費用は、落札者の負担とする。

13 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書(市ガイドライン)に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

14 その他

- (1) 入札参加者は、ヤフー・オークション奈良市ページ、市ガイドライン等を確認し、これらの条項を遵守すること。
- (2) 契約締結後に、奈良市の責に帰すことができない事由により滅失、き損等が生じた場合、奈良市に対して契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。
- (3) この公告、市ガイドライン等に記載する事項及び下見会にて確認した売却物件と整合しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。また、奈良市は、かし担保責任を負わない。

- (4) 契約締結後に、その契約に定める義務を履行しないときは、その損害に相当する金額を損害賠償として奈良市に支払わなければならない。

本公告に関する問い合わせ先
奈良市 会計課
奈良市二条大路南一丁目1番1号
電話 0742-34-5294
E-mail kaikei@city.nara.lg.jp
(平成23年1月7日揭示済)

奈良市告示第28号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年1月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成22年11月22日 奈良市指令都整開 第10A-26号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年1月7日 第1242号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市高畑町1316番2及び1316番4の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市高畑町1229 小山博子
奈良市高畑町1316-2 小山拓史

(平成23年1月7日揭示済)

奈良市告示第29号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年1月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成22年11月10日 奈良市指令都整開 第10A-24号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年1月7日 第1243号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市大宮町一丁目69番19の一部、72番2、73番3、73番5、74番2及び74番3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 井阪 隆一

(平成23年1月7日揭示済)

奈良市告示第30号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年1月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年1月7日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年1月7日揭示済)

奈良市告示第31号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分不服のある者は、この処分があったこ

とを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁判があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することはできません。

平成23年1月11日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成23年1月11日揭示済)

奈良市告示第32号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成23年1月11日

奈良市長 仲川元庸

名称	位置	区域	供用開始日
あさひ公園	朝日町一丁目410番73	別紙図面のとおり（別紙図面は省略し、奈良市都市整備部都市計画室公園緑地課において一般の縦覧に供します。）	平成23年1月11日
秋篠町第4号街区公園	秋篠町1546番57		

(平成23年1月11日揭示済)

奈良市告示第33号

都市公園の廃止をするので、奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号）第14条の2の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成23年1月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 名称・位置

名称	位置
朱雀大路緑地	二条大路南三丁目201番地の1

- 2 廃止年月日

平成23年1月11日

(平成23年1月11日揭示済)

奈良市告示第34号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備

部開発指導課において一般の縦覧に供します。

平成23年1月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成22年6月22日 奈良市指令都整開 第10A-2号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年1月14日 第1244号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市南京終町一丁目25番1、29番3及び29番4
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西木辻町200
特定医療法人岡谷会 理事長 井戸 芳樹

(平成23年1月14日揭示済)

奈良市告示第35号

平成22年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれ

ば、いつでも交付します。

平成23年1月14日

奈良市長 仲川元庸

1	この通知書の発送年月日	平成22年12月6日
2	送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成23年1月14日揭示済)

奈良市告示第36号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年1月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年1月14日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年1月14日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第1号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年1月11日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
越知設備	越知 信仁	大阪府枚方市須山町26番4号	平成23年1月6日

(平成23年1月11日揭示済)

奈良市水道局告示第2号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年1月11日

奈良市水道事業管理者

福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
有限会社 ダイキ	取締役 大内田 健太郎	奈良県橿原市石川町600番地 日幸ビル	平成23年 1月6日

(平成23年1月11日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第1号

平成23年1月定例会教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成23年1月6日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

- 1 日 時
平成23年1月11日（火）
午前10時から
- 2 場 所
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 会議に付すべき事件
教育長報告
(1) 平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の概要について
議 事
議案第46号 平成22年度奈良市立幼稚園修了式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級の卒業式における奈良市教育委員会祝辞等について
議案第47号 奈良市立学校設置条例の一部改正について
議案第48号 奈良市社会教育委員の委嘱について
その他
(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について 12月～1月
傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、定員は5名です。

(平成23年1月6日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第1号

奈良市農業委員会平成23年1月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成23年1月7日

奈良市農業委員会

農地部会長 萩原 征二

- 1 日時
平成23年 1月14日(金) 午後 1時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目 1番 1号
奈良市役所 北棟 6階 第22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条及び第5条
に関する許可申請及び届出について
 - (2) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第32条
第1号に該当する転用の届出について
 - (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明
について
 - (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認
について
 - (6) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理につい
て
 - (7) 水田利用転換届出について
 - (8) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定に
よる生産緑地の取得のあっせん結果について
 - (9) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっ
せんについて
 - (10) 知事許可について(12月許可分)
(平成23年 1月 7日 揭示済)

正 誤

平成22年 9月30日付け奈良市公報号外第24号

ペー ジ	段	行	誤	正
9	右	33	第21号	第20号

平成22年10月13日付け奈良市公報号外第25号

ペー ジ	段	行	誤	正
18	左	37	第21号	第20号

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。